特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際にはデータの暗号化を行っているほか、汎用の通信プロトコル（SMTP、HTTP、FTP、Telnet等）は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格に外部からの侵入防止対策を講じている。 また、内部による不正利用を防止するため、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じているほか、システムの操作者には住基法に基づく守秘義務が課せられている。 ・都道府県サーバは全都道府県分を1カ所（集約センター）に集約し、その運用・監視を地方公共団体情報システム機構に委託している。

評価実施機関名

茨城県知事

公表日

令和8年10月22日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
②事務の概要	都道府県は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に茨城県では、住基法及び茨城県住民基本台帳法施行条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照） ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③茨城県知事から本人確認情報に係る茨城県の他の執行機関への本人確認情報の提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会
③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。

2. 特定個人情報ファイル名
都道府県知事保存本人確認情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の13（都道府県の条例による本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	―	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	茨城県総務部市町村課、茨城県政策企画部情報システム課
②所属長の役職名	市町村課長、情報システム課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県総務部市町村課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番6　茨城県総務部市町村課　　029-301-2457 〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番6　茨城県政策企画部情報システム課　029-301-2546
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　　30万人以上　　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[○]接続しない（入手）　　[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基法に基づく特定個人情報の取得、利用及び提供については、第30条の15第1項及び第2項に定める都道府県知事等による利用を除いて基本的にシステム上で完結しており、人手を介在させる作業は発生しない。 また、当該利用事務に携わる職員に対して研修を実施するとともに、特定個人情報の提供を行う際はシステムの仕様上、原則4情報または住所、生年月日を含む3情報以上による照会を必須としていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［ ○ ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[] 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担	茨城県総務部地域支援局市町村課，茨城県企画部情報政策課	茨城県総務部市町村課，茨城県企画部情報政策課	事後	組織名称変更
平成28年6月14日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担	茨城県総務部地域支援局市町村課長　齋藤　章，茨城県企画部情報政策課長　川﨑　裕一	茨城県総務部市町村課長　阿部　勇司，茨城県企画部情報政策課長　橋本　好美	事後	組織名称変更及び人事異動
平成28年6月14日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂	〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県総務部地域支援局市町村課	〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県総務部市町村課	事後	組織名称変更
平成28年6月14日	Ⅰ関連情報 8．特定個人情報ファイルの	〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県総務部地域支援局市町村課	〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県総務部市町村課　029-301-2457	事後	組織名称変更
平成28年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成27年1月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	時点修正
平成28年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	時点修正
平成29年6月14日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担	茨城県総務部市町村課長　阿部　勇司，茨城県企画部情報政策課長　橋本　好美	茨城県総務部市町村課長　潮田　勝利，茨城県企画部情報政策課長　菊池　睦弥	事後	人事異動
平成29年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	時点修正
平成29年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	時点修正
平成30年6月4日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担	茨城県総務部市町村課，茨城県企画部情報政策課	茨城県総務部市町村課，茨城県政策企画部情報システム課	事後	組織名称変更
平成30年6月4日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担	茨城県総務部市町村課長　潮田　勝利，茨城県企画部情報政策課長　菊池　睦弥	市町村課長，情報システム課長	事後	組織名称変更
平成30年6月4日	Ⅰ関連情報 8．特定個人情報ファイルの	〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県総務部市町村課　029-301-2457	〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県総務部市町村課　029-301-2457	事後	組織名称変更
平成30年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	時点修正
平成30年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	時点修正
令和2年7月1日	Ⅰ-3 法令上の根拠	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）	事後	番号整備法（平成25年法律第28号）施行に伴う変更
令和2年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	時点修正
令和2年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	時点修正
令和2年7月1日	Ⅳ-リスク対策 3．特定個人情報の使用	十分である	特に力を入れている	事後	変更
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和5年12月22日	Ⅰ-1 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改
令和5年12月22日	Ⅰ-1 ②事務の概要	都道府県は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワー	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1．本人確認情報の管理及び提供等に関す	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改
令和5年12月22日	Ⅰ-1 ③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※後述の「2．特定個人情報ファイル名」に示	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改
令和5年12月22日	Ⅰ-2	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイ	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改
令和5年12月22日	Ⅰ-3	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和4年6月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和4年6月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報　9．規則第9条第2項の適用	－	（該当しないため記載省略）	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　8．人手を介在させる作業	－	十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　8．人手を介在させる作業　判断の根拠	－	住基法に基づく特定個人情報の取得、利用及び提供については、第30条の15第1項及び	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策	－	（該当しないため記載省略）	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年10月2日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和6年11月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	時点修正
令和7年10月2日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和6年11月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	時点修正
令和8年10月22日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和7年7月1日 時点	令和8年7月1日 時点	事後	時点修正
令和8年10月22日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和7年7月1日 時点	令和8年7月1日 時点	事後	時点修正